

社外役員の独立性に関する基準

ローランド ディー. ジー. 株式会社（以下、「当社」といいます。）は、社外取締役および社外監査役の独立性に関する方針として、会社法施行規則に定める社外取締役または社外監査役の要件を満たすとともに、以下の独立性の基準を満たす者を独立役員として選任する。

（自社関連）

- 1 当社において、独立性を有する取締役または監査役（以下「独立役員」という。）であるというためには、当社の業務執行取締役または執行役員、その他の使用人（以下併せて「業務執行取締役等」と総称する。）であってはならず、かつ、その就任の前10年間に於いて（ただし、その就任の前10年内のいずれかの時に於いて当社の非業務執行取締役（業務執行取締役に該当しない取締役をいう。以下同じ。）、監査役であったことがある者に於いては、それらの役職への就任の前10年間に於いて）当社の業務執行取締役等であった者であってはならない。

（子会社関連）

- 2 当社において、独立役員であるというためには、当社の現在の子会社の業務執行取締役等であってはならず、かつ、その就任の前10年間に於いて（ただし、その就任の前10年内のいずれかの時に於いて当該子会社の非業務執行取締役、監査役であったことがある者に於いては、それらの役職への就任の前10年間に於いて）当該子会社の業務執行取締役等であってはならない。

（株主・親会社関連）

- 3 当社において、独立役員であるというためには、以下のいずれかに該当する者であってはならない。
 - ① 当社の現在の親会社の取締役、監査役、執行役、執行役員またはその他の使用人
 - ② 最近5年間に於いて当社の現在の親会社の取締役、監査役、執行役、執行役員またはその他の使用人であった者
 - ③ 当社の現在の主要株主（議決権所有割合10%以上の株主をいう。以下同じ。）または当該主要株主が法人である場合には当該主要株主またはその親会社もしくは重要な子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、理事、執行役員または支配人その他の使用人
 - ④ 最近5年間に於いて、当社の現在の主要株主またはその親会社もしくは重要な子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、理事、執行役員または支配人その他の使用人であった者
 - ⑤ 当社が現在主要株主である会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、理事、執行役員または支配人その他の使用人

（兄弟会社関連）

- 4 当社において、独立役員であるというためには、以下のいずれかに該当する者であってはならない。

- ① 当社の現在の兄弟会社（当社と同一の親会社等（当該会社の経営を支配している者を含む。）を有する他の会社（当社の子会社を除く））の取締役、監査役、執行役、執行役員またはその他の使用人
- ② 最近5年間に於いて当社の現在の兄弟会社の取締役、監査役、執行役、執行役員またはその他の使用人であった者

（取引先関連）

5 当社において、独立役員であるというためには、以下のいずれかに該当する者であってはならない。

- ① 当社またはその子会社を主要な取引先とする者（その直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを、当社またはその子会社から受けた者。以下同じ。）またはその親会社もしくは重要な子会社、またはそれらの者が会社である場合における当該会社の業務執行取締役、執行役、執行役員もしくは支配人その他の使用人
- ② 直近事業年度に先行する3事業年度のいずれかに於いて、当社またはその子会社を主要な取引先としていた者（その直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを、当社またはその子会社から受けていた者。以下同じ。）またはその親会社もしくは重要な子会社、またはそれらの者が会社である場合における当該会社の業務執行取締役、執行役、執行役員もしくは支配人その他の使用人
- ③ 当社の主要な取引先である者（当社が、その直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを行っている者。以下同じ。）またはその親会社もしくは重要な子会社、またはそれらの者が会社である場合における当該会社の業務執行取締役、執行役、執行役員もしくは支配人その他の使用人
- ④ 直近事業年度に先行する3事業年度のいずれかに於いて、当社の主要な取引先であった者（当社が、その対象事業年度の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを行っていた者。以下同じ。）またはその親会社もしくは重要な子会社、またはそれらの者が会社である場合における当該会社の業務執行取締役、執行役、執行役員もしくは支配人その他の使用人
- ⑤ 当社またはその子会社から一定額（過去3事業年度の平均で年間1,000万円または当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額）を超える寄付または助成を受けている組織（例えば、公益財団法人、公益社団法人、非営利法人等）の理事（業務執行に当たる者に限る。）その他の業務執行者（当該組織の業務を執行する役員、社員または使用人をいう。以下同じ。）

（社外取締役および社外監査役の「持ち合い」関連）

6 当社において、独立役員であるというためには、当社またはその子会社から取締役（常勤・非常勤を問わない）を受け入れている会社またはその親会社もしくは子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役または執行役員であってはならない。

（大口債権者関連）

7 当社において、独立役員であるというためには、以下のいずれかに該当する者であってはならない。

- ① 当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関

その他の大口債権者（以下「大口債権者等」という。）またはその親会社もしくは重要な子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員または支配人その他の使用人

② 最近3年間に於いて当社の現在の大口債権者等またはその親会社もしくは重要な子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員または支配人その他の使用人であった者

（アドバイザー関連）

8 当社に於いて、独立役員であるというためには、以下のいずれかに該当する者であつてはならない。

- ① 現在当社またはその子会社の会計監査人または会計参与である公認会計士（もしくは税理士）または監査法人（もしくは税理士法人）の社員、パートナーまたは従業員である者
- ② 最近3年間に於いて、当社またはその子会社の会計監査人または会計参与であった公認会計士（もしくは税理士）または監査法人（もしくは税理士法人）の社員、パートナーまたは従業員であつて、当社またはその子会社の監査業務を実際に担当（ただし、補助的関与は除く。）していた者（現在退職または退所している者を含む。）
- ③ 上記①または②に該当しない弁護士、公認会計士または税理士その他のコンサルタントであつて、役員報酬以外に、当社またはその子会社から、過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者
- ④ 上記①または②に該当しない法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティング・ファームその他の専門的アドバイザー・ファームであつて、当社またはその子会社を主要な取引先とするファーム（過去3事業年度の平均で、その連結総売上高の2%以上の支払いを当社またはその子会社から受けたファーム。以下同じ。）の社員、パートナー、アソシエイトまたは従業員である者

（近親者関連）

9 当社に於いて、独立役員であるというためには、以下のいずれかに該当する者であつてはならない。

- ① 当社またはその子会社の取締役、執行役員またはその他の重要な使用人の配偶者または二親等内の親族もしくは同居の親族
- ② 最近5年間に於いて当社またはその子会社の取締役、執行役員またはその他の重要な使用人であった者の配偶者または二親等内の親族もしくは同居の親族
- ③ 当社の現在の親会社の取締役、監査役、執行役、執行役員またはその他の重要な使用人の配偶者または二親等内の親族もしくは同居の親族
- ④ 最近5年間に於いて当社の現在の親会社の取締役、監査役、執行役、執行役員またはその他の重要な使用人であった者の配偶者または二親等内の親族もしくは同居の親族
- ⑤ 当社の現在の主要株主またはその取締役、監査役、会計参与、執行役、理事、または執行役員の配偶者または二親等内の親族もしくは同居の親族
- ⑥ 最近5年間に於いて、当社の現在の主要株主またはその取締役、監査役、会計参与、執行役、理事または執行役員であった者の配偶者または二親等内の親族もしくは同居の親族
- ⑦ 当社が現在主要株主である会社の取締役、監査役、会計参与、執行役または執行役員の

配偶者または二親等内の親族もしくは同居の親族

- ⑧ 当社の現在の兄弟会社の取締役、監査役、執行役、執行役員またはその他の重要な使用人の配偶者または二親等内の親族もしくは同居の親族
- ⑨ 最近5年間に於いて、当社の現在の兄弟会社の取締役、監査役、執行役、執行役員またはその他の重要な使用人であった者の配偶者または二親等内の親族もしくは同居の親族
- ⑩ 当社またはその子会社を主要な取引先とする者（個人）の配偶者または二親等内の親族もしくは同居の親族、または、当社またはその子会社を主要な取引先とする会社の業務執行取締役、執行役または執行役員の配偶者または二親等内の親族もしくは同居の親族
- ⑪ 最近3年間のいずれかの事業年度に於いて当社またはその子会社を主要な取引先としていた者（個人）の配偶者または二親等内の親族もしくは同居の親族、または、最近3年間のいずれかの事業年度に於いて当社またはその子会社を主要な取引先としていた会社の業務執行取締役、執行役または執行役員の配偶者または二親等内の親族もしくは同居の親族
- ⑫ 当社の主要な取引先（個人）の配偶者または二親等内の親族もしくは同居の親族、または、当社の主要な取引先である会社の業務執行取締役、執行役または執行役員の二親等内の親族もしくは同居の親族
- ⑬ 最近3年間のいずれかの事業年度に於いて当社の主要な取引先であった者（個人）の配偶者または二親等内の親族もしくは同居の親族、または、最近3年間のいずれかの事業年度に於いて当社の主要な取引先であった会社の業務執行取締役、執行役または執行役員の配偶者または二親等内の親族もしくは同居の親族
- ⑭ 当社またはその子会社から一定額（過去3年間の平均で年間1,000万円または当該組織の年間総費用の30%のいずれか大きい額）を超える寄付または助成を受けている組織（例えば、公益財団法人、公益社団法人、非営利法人等）の理事（業務執行に当たる者に限る。）その他の業務執行者の配偶者または二親等内の親族もしくは同居の親族
- ⑮ 当社の現在の大口債権者等の取締役、監査役、会計参与、執行役または執行役員の配偶者または二親等内の親族もしくは同居の親族
- ⑯ 最近3年間に於いて、当社の現在の大口債権者等の取締役、監査役、会計参与、執行役または執行役員であった者の配偶者または二親等内の親族もしくは同居の親族
- ⑰ その配偶者または二親等内の親族もしくは同居の親族が、当社またはその子会社の会計監査人または会計参与である公認会計士（もしくは税理士）または監査法人（もしくは税理士法人）の社員またはパートナーである者に該当する者
- ⑱ その配偶者または二親等内の親族もしくは同居の親族が、当社またはその子会社の会計監査人または会計参与である公認会計士（もしくは税理士）または監査法人（もしくは税理士法人）の従業員であって、当社またはその子会社の監査業務を現在実際に担当（ただし、補助的関与は除く。）している者に該当する者
- ⑲ その配偶者または二親等内の親族もしくは同居の親族が、最近3年間に於いて、当社またはその子会社の会計監査人または会計参与である公認会計士（もしくは税理士）または監査法人（もしくは税理士法人）の社員もしくはパートナーまたは従業員であって、当該期間に於いて、当社またはその子会社の監査業務を実際に担当（ただし、補助的関与

は除く。) していた者に該当する者

- ⑩ その配偶者または二親等内の親族もしくは同居の親族が、上記第8項の①または②に該当しない弁護士、公認会計士または税理士その他のコンサルタントであって、役員報酬以外に、当社またはその子会社から、過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者に該当する者、または、上記第8項の①または②に該当しない法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティング・ファームその他の専門的アドバイザー・ファームであって、当社またはその子会社を主要な取引先とするファームの社員またはパートナーに該当する者

(その他)

- 10 当社において、独立役員であるというためには、その他、当社の一般株主全体との間で上記第1項から第9項までで考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのない人物であることを要する。

(例外的適用)

- 11 仮に上記第3項から第9項までのいずれかに該当する者であっても、当該人物の人格、識見等に照らし、当社の独立役員としてふさわしいと当社が考える者については、当社は、当該人物が会社法上の社外取締役または社外監査役の要件を充足しており、かつ、当該人物が当社の独立役員としてふさわしいと考える理由を、対外的に示した上で、当該人物を当社の独立役員とすることができるものとする。

2014年4月1日 制定